○内閣府厚生労働省令第六号

不動産特定共同事業法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四十六号）の施行に伴い、労働金庫法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十九年十一月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三
厚生労働大臣　加藤　勝信

労働金庫法施行規則の一部を改正する命令

労働金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省労働省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人） **第百五十二条の十二**　準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める要件は、次に掲げる要件の全てに該当することとする。 一　［略］ 二　取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産（次に掲げるものに限る。）の合計額が三億円以上になると見込まれること。 イ　有価証券（ホに掲げるもの及びヘに掲げるもの（不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第九項に規定する特例事業者と締結したものに限る。）を除く。） ［ロ～ト　略］ 三　［略］	（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人） **第百五十二条の十二**　準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める要件は、次に掲げる要件の全てに該当することとする。 一　［同上］ 二　取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産（次に掲げるものに限る。）の合計額が三億円以上になると見込まれること。 イ　有価証券（ホに掲げるもの及びヘに掲げるもの（不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第七項に規定する特例事業者と締結したものに限る。）を除く。） ［ロ～ト　同上］ 三　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この命令は、不動産特定共同事業法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十九年十二月一日）から施行する。

○内閣府農林水産省令第七号

不動産特定共同事業法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四十六号）の施行に伴い、農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十九年十一月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三
農林水産大臣　齋藤　健

農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令

（農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令の一部改正）

第一条　農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（平成五年大蔵省農林水産省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人） **第十条の十四**　準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号の主務省令で定める要件は、次に掲げる要件の全てに該当することとする。 一　［略］ 二　取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産（次に掲げるものに限る。）の合計額が三億円以上になると見込まれること。 イ　有価証券（ホに掲げるもの及びヘに掲げるもの（不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第九項に規定する特例事業者と締結したものに限る。）を除く。） ［ロ～ト　略］ 三　［略］	（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人） **第十条の十四**　準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号の主務省令で定める要件は、次に掲げる要件の全てに該当することとする。 一　［同上］ 二　取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産（次に掲げるものに限る。）の合計額が三億円以上になると見込まれること。 イ　有価証券（ホに掲げるもの及びヘに掲げるもの（不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第七項に規定する特例事業者と締結したものに限る。）を除く。） ［ロ～ト　同上］ 三　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	